

社会福祉法人武蔵野緑会・2024 年度(令和6年度)事業計画

教えるとは、ともに希望を語ること
学ぶとは、誠実を胸に刻むこと

「ストラスブール大学の歌」
——ルイ・アラゴン



「子どもの権利条約の時代」の保育 その子らしさ、人間らしさを育む保育実践をめざして

はじめに

この法人本部事業計画は、これまでの各年度の事業計画を新たな学びと実践的探求を踏まえて更新したものです。そこに流れている中心的な考え方は、日本国憲法や子どもの権利条約の精神に基づくものであり、その実践の方向を示したのがこの事業計画です。各園の事業計画は、それぞれの歴史や伝統を踏まえつつも、この事業計画の実施計画として位置づけるものです。

(1)子どもの育ちを歪め、保育の公共性を奪っているものとは

- *21 世紀がすでに四半世紀に及ぶというのに、世界では「戦争の世紀」に逆戻りするような悲慘な現状に今もなお包まれています。いったいどれだけの命が奪われれば誰もが人間らしく生き、この地球上に平和な時代がやってくるのでしょうか。私たちは保育者としてどのように考え、実践していけばよいのでしょうか。
- *ロシアの侵攻によって始まったウクライナの戦争は終わりが見えません。イスラエルとパレスチナ・ガザ地区の武力行為では、2 万 6 千人以上の命が奪われ、そのうち 7 割は子どもと女性だと報道されています(2024 年 1 月末)。いったい子どもの生きる権利、守られる権利、発達する権利、意見表明・参加する権利、差別されない権利の保障は、誰がどこへ消し去ったのでしょうか。一発の砲弾ではなく、一人の生命と人間的な発達こそ権利として守らなければなりません。
- *最近「グローバルサウス」という言葉が使われるようになりました。主として南半球に多い新興国・途上国の総称として使われています。その確かな定義はともかくとして、現実には資本のグローバルゼーションのもとで戦争が引き起こされ、収奪と貧困と格差が広がり、地球環境は破壊され、「プラネット・バウンダリー(惑星限界)」と呼ばれる状況がつくられてきたことに私たちは目を反らしてはなりません。
いまは地球規模で様々な「危機の時代」が進行していることは紛れもない事実です。子どもたちが「希望」さえ語ることができなくなっている現実があるということを、他者のこと、他国のこととして私たちは片づけてしまうわけにはいきません。
- *このような「権力関係」や政治的圧力は、私たちの保育にどのように影響しているのか

しょうか。すべてのものの価値を経済成長をモノサシにして測る社会——言い換えれば「今だけ、金だけ、自分だけ」という価値観——それが私たちの保育や教育を取り巻く社会や現実を歪める力となっています。そこから繰り返し求められる「保育の質」や教育のあり方のモノサシとはどのようなものでしょうか。私たちには、足元を見つめ、現実を直接観察し、政府の政策的な検証をすることが求められています。

*いま、子どもの権利が守られているとは言い難い深刻な現状があります。学校では、ものすごい勢いで不登校やいじめや自殺が増えています。たとえば、2023年10月4日、文科省の発表によれば、不登校の小中学生は29万9千人に達し、10年前の2.6倍。精神疾患など「病気」による長期欠席7万6千人、10年前の1.9倍。「その他」の理由の長期欠席も増えて6万2千人と10年前の2.6倍。この多くは学校以外の学習を積極的に選択するケースで、いわば「確信的登校拒否」と指摘する人もいます。いずれにしても学校から子どもたちが逃げ出している現象が急激に増えているのです。

*なぜこのようなことが起きるのでしょうか？学校が子どもに合わせることをしないからではないでしょうか。不登校は子どもの学校への不適応ではなく、学校の子どもへの不適応とは考えられないでしょうか。つまり教育における民主主義の崩壊ともいえる現象です。それは次のような理由において保育園においても同じです。

育ち：「学校」や「標準的な育ち」に自分を合わせなさい。

子ども：競争を勝ち抜きなさい。育ちは自己責任。

保育者：「標準的な育ち」を保障する「技術的専門家」。

保育園：保護者がサービスを購入し、経営者は利潤を生み出すシステム。

*私たちはこのような保育・教育の流れの本質について「武蔵野緑会保育合同研修会」において学んできました。これらは「失われた30年」の保育・教育がもたらした内実と言ってよいものです。

*保育の公共性は失われてはなりません。子どもや保護者や保育者を「自己責任」で縛り、人間的な要求を保育から追い出し、保育の公共性を薄め、「私的利益への奉仕」に変えてしまおうという流れをどうしても止めなければなりません。その手がかかりとし、私たちは「子どもの権利条約の時代」の保育とは何かをあらためて問い直し、子どもの権利に焦点を合わせた保育をつくっていかねばなりません。

(2)子ども観・保育観転換の時代……平和や豊かな未来は、各世代の保育・教育によって完成される

*私たちは、このような社会や現実の中で、子どもたちとともに保育をどのようにつくっていったらよいのでしょうか。一つ一つの課題に対してしっかりした対抗軸を示し、保育の実践の中でともに考え、変革していかなければなりません。

*例えば「戦争」の対抗軸は「対話」です。「収奪、貧困、格差の拡大や環境破壊」の対抗軸は「平等と民主主義と共存」です。いずれも人間の尊厳と権利保障を基本としたものです。

*その権利保障を民主主義の問題として保育・教育の中でどのように一人一人の価値観として身につけていくのか、そこに新しい時代の保育実践の最大の課題があると言ってよいでしょう。

*そんな無理だよ！と思われるかもしれませんが、しかし、世界を見渡せば勇気と希望をもって果敢に挑戦し、旧来の保育・教育観を大きく変えている革新的な実践はたくさんあります。

例えば、スウェーデンの就学前カリキュラム（2018 年）は「民主主義的価値観を身につける」ことが掲げられ、現場での実践が広がっています。ニュージーランドでは、子どもを「生涯にわたって社会に変化を創り出す存在（a life-long change-maker）」と位置づけ、「参加民主主義」の実践が広がっているといいます。イタリアのレッジョ・エミリアでは、子どもを一人の市民として位置づけ、子どもの声を傾聴し、子どもとともに語り合い、参加する実践が定着しています。

これらの実践は子どもの権利条約を積極的に推進し、その精神を実践に活かしている国々や自治体での経験です。その子ども観・保育観の共通性は、参加民主主義と人間的な倫理の復権をめざし、子どもを私たち大人とともにこの時代を生きる「一人の市民」としてとらえていることです。

——こうして、世界を見渡せば、緩やかではありますが、旧来の「（学校への）準備期」としての子ども観・保育観は、「一人の市民としての子ども観」へと大きく変わりつつあることがわかります。

*以上から、私たちの「乳幼児の保育・教育」の子ども観と方向性が見えてきます。「子どもは、この社会に新たな見方・考え方をもたらし、乳幼児期から生涯にわたって社会に変化をもたらす存在」であるということです。その子どもたちとともに社会に変化をもたらす「倫理的専門家」として、私たち保育者は 2024 年度に次のような目標をかかげて保育と保育園運営を進めていきます。

1. 保育の基本視点：「子どもの権利条約の時代」の保育実践をめざして

(1) 平和は“対話”によって築かれる

①「戦争」の対抗軸としての「対話」

- ・武力と武力、力と力をぶつけ合い、無数の命と領土を奪い合うという愚かな戦争には正当な理由はなく、非人間的で正当性のない欲望と暴力があるだけです。
- ・前章で述べたように 20 世紀は「戦争の世紀」とも呼ばれました。第一次世界大戦での深い反省から 1924 年に「子どもの権利に関する宣言（ジュネーブ宣言）」が国際連盟で採択されました。しかし、そこで戦争は終わることなく、再び第二次世界大戦がひきおこされました。1989 年年に国連で採択された「子どもの権利条約」は、そうした人類の負の遺産をのりこえ、一人一人の人間の尊厳と権利を保障することを世界中の国々の約束として締結されたものです。
- ・「戦争」という行為の対語は「対話」です。対話とは様々な価値観を持つ人々が相手の言葉に耳を傾け、考え合い、語り合う中から共同の何かが編み出されてくるものです。「砲弾」ではなく、「対話」こそが平和への道であることを示しています。

②対話が生み出す保育の哲学

- ・保育においても「対話」することが大切です。
- ・「平和の建設は、若い世代教育によって完成される」（レッジョ・エミリア）という言葉は世界に共通する思想といってよいでしょう。そのために保育・教育において何を、どのように実践していけばよいのでしょうか。
- ・子どもの「なんだろう？」「どうしてだろう？」「やってみたい！」「話してみたい」「○○とともに○○してみたい」といった声を傾聴し、大人はそこでの「学び」を理解し、十分な話し合い（対話）をすることが大切です。
- ・ただ聴きっぱなしにするのではなく、大人が人間として応え、ともにその声の意味を考えながら生きる道筋を耕していくこと。子どもとともに「意味を振り返る」とは、「自分を変える」ことです。そうすることで子どもはアイデンティティを構築し、「一人の市民」として成長することができます。それは「対話」が生み出す権利に焦点を当てた保育の哲学と言ってもよいものです。

③平和のなかでこそ多くのを学ぶことができる

- ・私たちは「対話」を通して平和を創っていかねばなりません。子どもは平和の中でこそ多くのことを学び、その豊かな可能性をわがものとし、社会の変革者として成長することができます。
- ・子どもの権利条約は「命を守られ成長できるように」ということを第一の原則に掲げています。命が守られ、平和に生存できるから人間は多くを学び、豊かに成長できるのです。
- ・私たちは、そのことを日々の保育の中でたくさん経験しています。

(2)子どもの意見を尊重する保育

①私たちは子ども観転換の時代を生きている

私たちは子ども観転換の時代を生きている。それは乳幼児期を「学校への準備期」とするのではなく、乳幼児を「一人の市民」としてとらえる見方です。

「学校への準備期」としてのとらえ方には、標準的な基準に基づいて「教える」「説明する」「伝える」ことなどが重視されます。そこには、子どもは「何も知らない者」、「未熟な者」、「受け身な存在」として大人目線でとらえるという特徴があります。

これに対して、「一人の市民」としてとらえることは、家族、コミュニティ、社会の大切な構成員の一人であるという見方です。乳幼児であっても理論をつくることができる主体であり、判断したり疑問をもつ力があり、知識を構築するプロセスの能動的な主体者であるという見方です。だから保育や教育においては「教えたり、説明したり、伝えたり」に重点を置くのではなく、権利に焦点をあてて「聴くこと」「ともに語り合うこと」に重点がおかれます。

冒頭のエピグラフ「教えるとは、ともに希望を語ること……」にはそういう意味が含まれています。私たちは、日々の生活や保育の中で、子どもたちのやろうとしていることの意味を記録したりしながら、子どもたちと語り合い、語り直し、ともに希望を語ることができたらどんなに素敵なことでしょう。

このような子ども観（傾聴の保育）が広がっていったのは、1990年代頃からです。その流れを大きく加速させたのは1998年に締結された子どもの権利条約でした。

②子どもの権利条約・条例を踏まえて

- *子どもの権利条約は、どの子も①命を守られ成長できるように（声明・生存・発達）、②子どもにとっても最も良いことを（最善の利益）、③意見を表明し参加できるように（意見表明権と参加の権利）、④差別をしてはなりません（差別の禁止）、という4つの原則を定めています。
- *つまり、これらは子どもの人間的な権利保障のいわば「入口」と「出口」を示したものです。「武蔵野市子どもの権利条例」もつくられました。条約の理念を反映し、乳幼児からの権利保障とその推進の道筋が次のように約束してあります。
- ・「子どもの最善の利益を尊重する社会の実現を目指す」（前文）
- ・「子どもの権利を保障するために、子どもに関する施策を総合的に実施する」（6条）
- ・子どもに関係のあることを決めるときは、子どもの意見を聴き、その意見を尊重する（17条）。
- ・子どもは、市民の一員として、市のまちづくりに参加することができる」（18条）
- *また、権利保障を進める行政や保育園など大人の役割と支援の仕組みなども約束されています。私たちはこの条例を保育のなかで真に実効性のあるものに広げていかねばなりません。

つまり、「子どもの意見を尊重する保育」や「保育を民主主義の拠点にする」ということは、具体的には子どもの権利条約や条例を実践することにほかならないので

す。

③子どもの権利保障は人生のスタートから

- *全国で子どもの権利条例が作られています（武蔵野市は 64 番目）、そのなかで「乳幼児の位置づけが弱い」という指摘があります（OMEP 日本委員会・子どもの権利条約自治体調査プロジェクト報告書）。武蔵野市の条例も最初の段階では乳幼児の位置づけはありませんでした。その後、私たちの取り組み（意見表明）によって改善されました。
- *全国の多くの条例は、乳幼児を視野に入れている条例であっても、あくまでも対象であり、乳幼児の権利に言及したものではありません。
- *「子どもの権利条約」第 12 条の「意見表明権」は、言語として表明されるものという誤解があり、まだ話し言葉をもたない特に乳児の場合は排除されてきたという歴史があります。この点について、国連・子どもの権利委員会は「一般的意見第 7 号」（2005 年）を採択し、乳幼児はすべての権利の主体者であることを明確にしました。また、「一般的意見 12 号」（2009 年）では乳幼児の「意見表明権」は「参加」という概念で発展してきていることも明らかにしました。乳幼児の「意見表明権、参加する権利」は「条約」の条文（第 12 条）のみではなく、これらの文書と合わせて理解し深めることが欠かせません。
- *私たちの法人は、2023 年 11 月 20 日「武蔵野市子どもの権利の日」に合わせて武蔵野緑会保育合同研修会を開催し、「子どもの権利保障は人生のスタートから」と権利保障の対象を明確にし、その権利保障について学び合いました。「平和や豊かな未来の建設は、各世代の保育・教育によって完成される」という目標もそこから生まれたものです。

③私たちが考え、目指している保育や保育園とは

- *さて、こうした考えのもと、そこから導かれる私たちが目指す保育や保育園とはどのようなもののでしょうか。先に掲げた保育の現状と比べてみてください。

- ・ **育ちとは**：「標準的な発達」を目標とするのではなく、その子の持ち味を活かし、「その子らしさ・人間らしさ」を身につけるプロセス。
- ・ **子どもとは**：社会の歩みを変え、変化をもたらす一人の市民。大人とともに学び合う存在。
- ・ **保育者とは**：単に「技術的な専門家」ではなく、子どもとともに希望を語り、誠実を胸に刻みつつ、相互に影響を受け合いながら社会の要請に応える存在。「倫理的専門家」。
- ・ **保育園とは**：子ども、保護者、保育者を主体とした「関係性のシステム（コミュニケーションシステム）」。それぞれの主体の幸、不幸は、どれ一つが欠けてもなりません。互いに影響を及ぼし合い、依拠している学びの共同体。それが保育園システムということ。

- *こうした関係性のシステムのなかで子どもをとらえるときに大事なことは、子どもは一人の権利の主体者としてのみ、そこだけ強調するのではなく、子ども、保護者、保育者という三つの主体を中心としたコミュニティシステムのなかで、相互に依拠し合い影響を及ぼし合う主体者にとらえることが大事です。子どもと大人はともに「社会に変化をもたらす主体者」です。

(3)子どもと大人の権利保障はセットで！

- *私たち法人が全体で共有している「子どもと大人の権利保障はセットで！」という目標は、このような「関係性のシステム」としてとらえる中から生まれてきたものです。
- *「保育の質」を高めなさいといわれています。そのためには保育のプロセスの質（子どもの経験の質）、保育環境など構造の質、保育者の労働条件の質などがセットで保障されなければなりません。そうしなければ、どんなに「子どもの権利保障を！」と叫んでも「保育の質」を向上させることはないでしょう。子どもの権利保障は、子ども、

保護者、保育者という三つの主体の「関係性のシステム」の中で実現されるものです。

- * 保育環境や労働条件の質を高めるうえで、保育士の配置基準と処遇改善は中心問題であり、緊急に改善しなければならない課題です。保育園が「関係性のシステム」であることをもっと明らかにしながら、「子どもと大人の権利保障はセットで！」の声を上げ、実践していきましょう。

(4)「耕す人」に！

- * 「耕す（カルチベート）」ことなくして豊かな文化（カルチャー）はつくれません。
「今までと同じ」であるならば保育も社会も変革することができないばかりか、人も社会も「保守的」になってしまい、人間的な成長発展は影を薄めるでしょう。民主主義は常につくっていかねば壊されてしまうものです。
- * 子どもたちはいつでも「退屈で、簡単な遊びから、通常とは違うやり方に挑戦」しています。それは、「標準的なやり方に対する抵抗する能力」と言ってよいものです。
こうして子どもたちは常に何かに関心を持ち、挑戦し、探究し、人のつながりを広げているのです。だから「子どもは社会に変革をもたらす主体」なのです。「子どもたちのことは子どもたちに聴け」と言われるように、私たちは子どもの豊かな心の声を傾聴し、ともに希望を語り合い、誠実を胸に刻みながら学んでいくことが大切です。
- * 保育も保育制度も改革課題があふれる程あります。子どもの“遊び”にみられるように、経験を踏まえ、自由な想像なくして新しい文化を創造することはできません。私たちは「耕す人」を目指し、ともに新しい年度を迎えていきましょう。

2. 法人の運営管理

次に、法人の運営管理について述べます。

(1) 評議委員会

2022 年度より、評議委員会は定時評議委員会を含めて年回 3 回程度開催に増やしました。これにより法人運営や保育実践の理解がすすみ、定款で定めた議決事項の審議がより深められるようになりました。今後も年 3 回程度の開催をしていくこととします。2024 年度の開催日程は次のとおりです。

◆2023 年度評議委員会

第 1 回定時評議委員会：6 月 17 日（月）	事業報告、決算報告等定款で定める事項
第 2 回評議委員会：9 月 30 日（月）	前半期の理事長及び業務執行理事の活動報告と懇談、他
第 3 回評議委員会：3 月 24 日（月）	事業計画案、予算案報告と懇談 後半期の報告と懇談

(2) 理事会の組織活動等

※理事会

2024 年度定例理事会は次のとおり開催します。

なお、現行の理事及び監事の任期は2025年定時評議委員会終結時点までとなっています。

◆2024 年度理事会開催予定

第 1 回（5 月 20 日（月））	事業報告、決算、評議委員会議案、他
--------------------	-------------------

第2回（9月30日（月））	業務執行状況報告、評議員会との懇談、他
第3回（3月24日（月））	業務執行状況報告、事業計画、予算、評議員会との懇談、他

※業務執行理事会議

日常業務を円滑に進めるため、業務執行理事会議を毎月1回以上開催（園長会議と合同も可とする）し、打合せを行いながら運営にあたります。原則として園長会議の前に開催するようにします。年間日程については随時調整します。

理事長及び業務執行理事（3名）の業務分担の規程は定款細則別表3のとおりです。

- ・理事長：全体の統括
- ・業務執行理事：①西久保保育園担当②ありんこ保育園担当③関町第二保育園担当
- ・その他（規程のとおり）

※園長会議 と各園運営会議

園長会議は法人方針と園の運営を結ぶ重要な会議です。これまでどおり毎月定例的に開催し、内容の充実をはかります。園長会議は原則として業務執行理事も参加します。

なお、園長会議を受けて各園の運営会議は必ず月例で行うようにします。運営部は各園運営とその進行管理の要であり中心です。原則として月例の運営部会議を必ず開き、方針を共有し、徹底するようにします。

◆2024年度業務執行理事・園長会議

第1回：4月8日（月）	第2回：5月13日（月）	第3回：6月3日（月）
第4回：7月1日（月）	第5回：8月26日（月）	第6回：9月9日（月）
第7回：10月×日（月）	第8回：11月11日（月）	第9回：12月2日（月）
第10回：1月6日（月）	第11回：2月10日（月）	第12回：3月10日（月）

※4月8日（月）の会議は1時間程度。後半は研修会。

※副園長・主任会議

副園長・主任の交流会開催の要望が出ています。時期やテーマについては、各園の副園長・主任が中心となって調整し、各園の実情を踏まえて随時計画し実施します。

※理事会役員の役割分担。

理事の役割分担は2023年度を引き継ぎます。その役割は次のとおりとします。

- ① 法人・施設運営の統括、②法人運営の実務、③業務執行理事会議・園長会議、④会計責任者・出納責任者、⑤法令遵守責任者、⑥各施設担当、他

※「みどり会通信」の発行

2024年2月号で『みどり会通信』は通算100号になりました。2014年より10年間余毎月発行してきました。評議員と理事会と職員などをつなぐ情報機関誌として今後とも引き続き月刊で発行します。

なお、100号は一つの歴史の節目になりますので、製本して資料として保存するようにします。

また、地域と結びついた法人（保育園）として、地域向けの特別号の発行なども検討していきます。

(3)法人研修

法人研修計画は①役員研修、②職員研修、③各施設研修に分けて行います。②③の職員研修については、法人主催以外は各園の研修計画の中に位置付けるようにします。

①役員研修

外部実施期間による役員研修の主なものは次のとおりです。なお、必要に応じてその他の研修会等に積極的に参加するようにします。

研 修 名	実 施 機 関	参 加 対 象
法人役員研修	東京都、東社協他	全理事、監事
全国経営セミナー	全国経営懇話会	理事、監事、園長
経営懇話会テーマ別学習会等	全国・東京経営懇話会	理事、監事、園長
財務会計研修会	東社協、幼保経営サービス	理事、監事、園長
法人自主研修	理事会	理事、監事、園長
全国合研、他	全保連	理事、監事、園長

②職員研修

法人が主催する次の職員研修は必須研修とし、すべてキャリアアップ研修対象とします。なお、新型コロナの感染状況などを踏まえ、オンライン研修なども検討します。

研 修 名	実施日	参 加 対 象
3 園合同研修会(前期・後期)	前期：6 月 24 日 (月)、 後期：11 月 20 日 (水) の「武蔵野市子どもの権利の日」にあわせて権利条約の啓発的な「集い」を検討する。実行委員会形式も検討。	3 園全職員、他
理事・園長研修	4 月 8 日(月)	理事・園長 (後半：研修)
3 園合同新人研修会	4 月 17 日(水)	新人職員全員
副園長・主任等研修	9 月 2 日(月)	副園長・主任等

【武蔵野緑会保育合同研修会について】

2024 年度の三園合同研修会は次の要領で前期・後期の 2 回開催します。

◆テーマ：2 回ともメインテーマは『『子どもの権利条約の時代』の保育』とします。

<前期>「保育のなかの子どもたちの声」

- ・日時：6 月 24 日 (月)、武蔵野芸能劇場
- ・対象：三園職員＋一般公開 市の後援を取りつける。
- ・講師：加藤繁美先生 (山梨大学名誉教授)

<後期>「子どもの権利条約の時代」の保育を考える集い

- ・日時：11 月 20 日 (月) 予定
「世界こどもの日」、「武蔵野市子どもの権利の日」に合わせて市内公立・民間保育園を中心に実行委員会をつくり開催をめざす。
- ・対象：三園職員＋市内外の保育関係者。
- ・目的：子どもの権利条約 (条例) を実効性あるものにしていくための啓発的な学び合いの場にする。内容は実行委員会で詰める。
- ・組織：武蔵野緑会が主催責任を持つが、広く実行委員会をつくることを検討。

(3)各施設研修計画

別紙

（４）本部拠点区分予算案

この事業計画に対応する本部拠点区分の予算案は別紙の通りです。

2023 年度の重点事業として、三園合同研修会を「子どもの権利条約の時代の保育」をメインテーマに行います。また、職員の処遇改善に向けてなにができるか検討します。

（５）各園の事業計画及び予算案

本部拠点区分を除く、各拠点区分事業計画及び予算案は別紙のとおりです。

（６）むすび（従来から継承する視点を大切にしながら）

○この事業計画を着実に実行していくために、職員全員が計画の精神や内容を深く理解することが大切です。そのためにも、理事長をはじめ理事・園長が率先して学び、行動し、リーダーシップを発揮することが強く求められています。

○今の社会は複雑で子どもも大人もとても生きにくい時代です。「国のかたち」が変えられれば保育・教育の「かたち」も変わります。しかし、そうであるがゆえに、私たちは人類普遍の原理である人権や民主主義を大切に、「その子らしさ、人間らしさ」を育む保育実践を文字通り全力で行わなければなりません。

法人理念や私たちが保育の中で大切にしている基本的な考え方を“飾り言葉”で終わらせるのではなく、創造的に深め、発展させていくことが求められているのです。そのためにも「耕すこと！」。2024 年度の事業計画をつくるにあたり、園長はじめ、職員みんなの強い意志としてこのことを改めて確認し、スタートしたいと思います。

3. 法人の中長期計画（一部修正、一部追加）

（１）社会福祉法人の役割の明確化と子育て文化の拠点づくり

①保育園は子どもと保護者と保育者の「関係性のシステム」

保育園は子どもと保護者と保育者の三者を中心とした「関係性のシステム（コミュニケーションシステム）」です。システムは互いにかみ合って進むものであり、それぞれの主体者が幸、不幸かは互いに依拠し合っています。子どもと大人の関係性の質が豊かな保育の未来を切り開きます。

②保育園は地域や社会システムに包摂されている

保育園はまた、地域や社会システムに包摂されています。地域や社会の文化が豊かでなければ、子どもたちもまた豊かに育つことができません。

社会福祉法人は、「地域における公益的な取組」の実施が努力義務として求められています。法人理念や定款に基づき、社会福祉法人としての役割と責任を自覚し、子育て・保育全般を中心とした地域の豊かな社会福祉の推進・向上に寄与していきます。

③より良い保育をすすめる“保育者の協同の場”を拡げる

武蔵野市には認可保育所・認定こども園が 37 園あります（2023 年 12 月）。その他にも認証保育所、グループ保育室、家庭的保育室、事業所内保育室などがあり、幼稚園や学童クラブなどもあります。

練馬区には公立保育園 60 園、私立認可保育園だけでも 118 園もあります。その他にもたくさんの乳幼児関係施設があります。

地域にはこれらの保育園などにかかわる職員や保護者などが、保育の質の向上や職員の身分の向上を求めて組織した任意の団体もあります。

それぞれユニークな理念や目標を掲げ、保育の形態も運動のやり方も異なりますが、日本国憲法や子どもの権利条約の精神を基本とすることにおいては共通しています。そのことを大事にしながら、私たちは子どもたちが豊かに育ち、保育者が誇りをもって働くことができるしくみや社会をつくるために、ともに交流の輪を拡げ、学び合い、知恵と力を結集することが強く求められています。そのために当法人の役割を踏まえ、どのようなことができる

かを考え合い、その都度力を合わせて協力・協同の関係を築いていきます。

④「子どもの権利条例」を実効性のあるものにする

武蔵野市においては子どもの権利条例が制定されました。画期的な出来事です。

私たちはこの条例が真に実効性のあるものとするため、日常の保育実践はもちろんのこと、「子どもの権利の日」などには各園と力を合わせて学び合う場をつくったり、啓発のためのイベントを行うなど、積極的に役割を果たしていきます。

子どもは権利の主体者であり、一人の市民です。私たちはこれまでの保育実践を踏まえ、広く市民との協同により武蔵野市子どもの権利条例が実効性のあるものとなるよう、実践的な貢献をしていきます。そのために実行委員会の組織なども探っていきます。

⑤子どもの権利保障と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！

「子どもの権利条約の時代」の保育実践をゆるぎなく進めていきます。そのためにも「みんなの幸せな日々をつくるために——子どもと大人の権利保障はセットで！」「子どもの権利と保育者の処遇改善・配置基準改善はセットで！」を共通目標にしてすすめていきます。

(2)法人運営の基盤強化と計画的運営

①西久保保育園

現在の園舎建設（2004年）後、20年近くが経ち、建物の順次修繕を行っています。今後とも大規模修繕や将来的な建替えに向けて積立も含めて計画的に進めていくことが大切です。

また、2021年に園庭の拡充のため市有地を買収することができました。今後は創立70周年記念事業として早い時期に完成できるように整備を図ります。

②ありんこ保育園

20年間の定期借地であることを踏まえ、将来計画をもつことが大切です。特に職員の世代交代も想定しながら、今から園長はじめ運営部が計画の共有化をはかり、意識的に取り組んでいくことが求められています。

また、60年余の歩みの中で共同保育所時代が長かったわけですが、その歴史の中で何を学び、これからの保育や保育園運営につなげていくのか整理してみることも大切です。それぞれの保育園には顔（文化）があるように、ありんこ保育園のアイデンティティを共有していくことが求められています。

③関町第二保育園

練馬区立関町第二保育園は、2028年度（令和10年度）で区との委託更新の契約期間満了となります。区からは再公募して現行の委託方式を希望するか民営化方式を選択するかの打診がきており、方向性を決めなければなりません。

委託方式の場合は、準備期間を2年間要するために2026年度（令和8年度）に公表決定します。民営化方式の場合は、原則土地は無償貸与、建物は無償譲渡となりますが、認可基準の変更等により、現在地での保育ができなくなる可能性もあります。

早期に方向性を決めることが求められています。

④保育園の拡充の検討

少子化のなかで待機児童は減少してきました。今後は3歳未満児を含めて希望するすべての子どもが入所できるような制度が検討されるでしょう。そうした状況の変化にも対応しながら、当法人としては、次のような基準で新規園拡充に柔軟に対応していきます。

①行政の責任で公有地を確保し、建設する認可保育所であること。

②既存の3園運営と機動的に連携ができる範囲にある保育所であること。

③プロポーザルは第三者の評価機関であり、近隣住民もプロポーザルのプレゼンテーションなどに参加できるなど透明性が確保されていること。

⑤法人内施設の人事異動について

かねてより懸案であった法人施設3園の人事異動制度について検討を進めます。現行制度のもとでも人事異動は可能ですが、定期的な制度として実施するためにはその効果や方法について検討することが必要です。特に、3園は歴史的な成り立ちが異なるため、保育の

方法や労働条件などが大きく異なります。そうしたもとでなお効果ある人事異動制度を導入するためには職員の合意と制度の検討をすすめていきます。

⑥法人役員等の円滑な継承

評議員及び理事等役員は 2025 年度定時評議員会終結時点で任期満了になり、改選が必要です。社会福祉法人の役割と業務の複雑化が進む中で、評議員会及び理事会役員の円滑な継承とその準備が求められています。そのためにも園長の任期（1 期 5 年、最長 3 期 15 年）を規定に基づいてすすめることを基本とします。

2025 年は大きな節目の年になります。計画的かつ円滑な役員等の継承に努めます。

以上